

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
8月18日  
(火曜日)

## 目 次

○告示  
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)……………一  
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(建築指導課)……………二

○公告  
公共測量の実施(監理課)……………二



**山口県告示第二百七十八号**

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
一般社団法人 山口市薬剤師 会	山口市八幡馬 場一七の一	山口市薬剤師 会薬局	山口市八幡馬 場一七の一	居宅療 養管理 指導	令和二、 七、一
フラワー・ブ ロス株式会社	宇部市大字中 野開作六七	あかね薬局	〃 〃 〃 〃 緑町三 番二六号	〃	〃

医療法人社団 厚心会	〃 〃 〃 〃 三丁目一番五 号	やまもとクリ ニック小規模 多機能型居宅 介護「グッド ハウス」	宇部市黒石北 三丁目一番五 七号	小規模 多機能 型居宅 介護	〃 六、 〃
---------------	------------------------	--	------------------------	-------------------------	--------------

### 山口県告示第二百七十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

介護予防事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	介護予防事業所 名 称	事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
一般社団法人 山口市薬剤師 会	山口市八幡馬 場一七の一	山口市薬剤師 会薬局	山口市八幡馬 場一七の一	介護予 防居宅 療養管 理指導	令和二、 七、一
フラワー・ブ ロス株式会社	宇部市大字中 野開作六七	あかね薬局	〃 〃 〃 〃 緑町三 番二六号	〃	〃
医療法人社団 厚心会	〃 〃 〃 〃 三丁目一番五 号	やまもとクリ ニック小規模 多機能型居宅 介護「グッド ハウス」	宇部市黒石北 三丁目一番五 七号	介護予 防小規 模多機 能型居 宅介護	〃 六、 〃

### 山口県告示第二百八十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、山口県立大学厚生棟新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

令和二年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立大学厚生棟新築工事
- (一) 工事場所 山口市桜島六丁目及び宮野下地内

(二) 工事の概要

構 造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下一階地上二階建	一、六〇六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成三十年山口県告示第三百八十一号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（建築工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の令和二年八月十七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

持参し、又は郵便により提出するものとする。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部建築指導課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

令和二年九月三日から同月八日までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を令和二年九月十八日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課（電話〇八三一九三三―三八三〇）にすること。



(二七) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和二年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量（臨港道路台帳図データ作成）

二 作業の地域

下関市あるかぼーと、竹崎町四丁目及び彦島福浦町一丁目

三 作業の期間

令和二年七月三日から同年十二月二十八日まで